

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行					改正案				
第1条 省略 (設置)					第1条 省略 (設置)				
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。				
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	省略				市長	省略			
	三田市景観審議会	良好な景観の形成に関する事項についての調査審議	20人以内	2年		三田市景観審議会	良好な景観の形成に関する事項についての調査審議	20人以内	2年
						三田市有料公園運営評価委員会	三田市有料公園の運営評価に関する事項についての調査審議	5人以内	2年
省略					省略				
以下省略					以下省略				